

ハッ場ダム住民訴訟通信-95

2014年2月20日発行

**水資源は確保された。人口も減る。だから長期水需給計画の改定は不要だ。
知事暴言！いや本音？「いばらき水のマスタープラン」はハッ場ダムのためだった。**

ハッ場ダム基本計画の変更(=工期4年延長)が審議されていた昨年10月県議会。その大詰めを控えた10月23日の平成25年予算特別委員会でのことでした。大内久美子議員(共産)の「いばらき水のマスタープラン(以下マスタープラン)は実績と乖離している。人口も減少して行く。マスタープランの見直しについて知事の見解をお伺いしたい(要約)」という質問に対して、橋本知事は表記のように答弁しました。まさに“知事ご乱心”です。

私たちは昨年5月「減少する水需要の実績に則したマスタープランの改定を求める」要望書を提出しました。その折の回答は「現在、国が行っておりますダム事業の検証結果などを見極めた上で、マスタープランの改定を行うかどうか検討してまいりたいと考えております」というものでした。私たちはそれを受け「ダム事業の検証結果を待つとは、マスタープランは水源開発ありきのものなのか」と、7月公開質問書をもって質しました。回答は「当該計画の改定につきましては…(以下同文)」という人を食ったもの。でも、この時点では「マスタープランは水源開発のためのもの」という本音を隠す怯えは微かに残っていました。

“ご乱心”は知事6選の付け。付けは県民に降りかかる。橋本暴政の始まりだ。

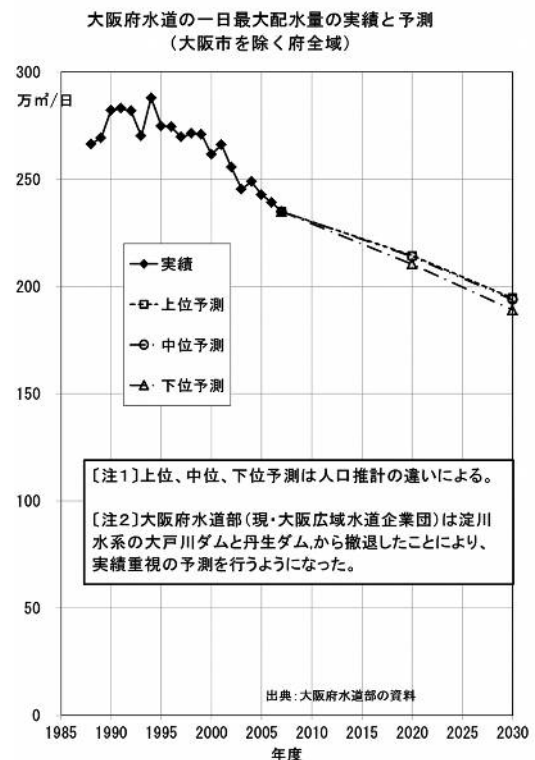
橋本知事に些かでも怯えがあったのは9月の県知事選を控えていたから。世にも恥ずかしい6選を果たした10月議会では、まさに怖いものなし。本来なら口が裂けても言えない「マスタープランは水源開発のためのもの」も、唯我独尊だから言えること。いまの知事には「議会は愚民に選ばれた愚かな議会」としか見えないのでしょうか。

霞ヶ浦導水の検証はまだ途上にあります。水資源は確保されていません。

予算委員会の10月20日は、ハッ場ダム基本計画の変更議案は上程されていましたが、決議は10月28日の本会議になります。だからあの時点ではハッ場ダムは確保されていません。でも知事にとって、チェック機能を果たせない県議会は無きに等しいのでしょうか。しかし、茨城県がハッ場ダムの4.5倍もの水量を引取らねばならない霞ヶ浦導水事業は、今も検証の場にあります。思川開発も同様です。それでもなお「水資源は確保された」とは、マスタープランはハッ場ダムのためであったのでしょうか。

水資源が確保されたらマスタープランは本当にいらぬのか

仮に水資源が確保されたとしましょう。でも、マスタープランは長期の水の供給と需要を予測し、的確な整備と投資をするためのも



のです。これからは人口減少が急激に進みます。水需要の減少は幼児でも分かることです。求められるのは、これまで拡大し続けたダムや浄水場など供給施設の縮小です。政治は政策＝計画を立てて行うものです。前頁のグラフは水源開発を終え水余りになった大阪府の長期水需給予測です。過剰な水源開発を行ったのは確かですが、今後の水需要の減少に向き合う姿勢が見えます。これがあたりまえの形です。

私たちは橋本知事宛てに公開質問書を提出します。

2月21日、私たちは前述の知事答弁に対し、茨城県の水問題を考える市民連絡会として、公開質問書を提出します。知事の答弁は議会を軽視し、県民を愚弄するものです。私たちは主権者としてこれを見過ごすことはできません。※別紙公開質問書をご覧ください。

「撤退することも政策的には十分考えられる」

ここまで踏み込んで敗訴。栃木3ダム訴訟にみる三権の崩壊。

去る1月27日、栃木3ダム訴訟控訴審の判決がくだりました。「本件控訴をいずれも棄却する」としていますが、判決理由には良心の呵責が見え隠れします。

栃木3ダム裁判とは、八ッ場ダム、思川開発、湯西川ダムを合わせた訴訟ですが、他の都県の八ッ場ダム裁判と比べても、勝って当然、負けるはずの無い裁判でした。何故なら…

- 1 栃木県が思川開発から得る水を県南西部の自治体に供給する為の事業許可を受けていない。
- 2 栃木県自身が開発する水の供給計画を立てていない。

どう考えても栃木県が思川開発に参画する理由も資格もありません。

しかし田村幸一裁判長は「思川開発への利水者として参画判断の際に基礎とした事情に一部変更が生じていること(人口、1日最大給水量)や、水道用水供給事業としての今後の見通し等に鑑みて、控訴人が思川開発事業から撤退するとの判断をすることも、政策的には選択肢の一つとして考え得るところではあるものの、一方で、上記参画をした事情の重要部分がすべて基礎を欠くものになったとはいえない。(中略)したがって、政策としての当否はともかく、違法性判断の基準に照らすと、被控訴人(栃木県)の思川開発から撤退しないとの判断が裁量権の範囲を逸脱濫用した違法のものまでとはいえない(後略)」としました。

田村裁判長は「撤退が妥当」と判断したのでしょう。でも、強い行政権力に対して違法とまで言えなかった。田村裁判長の心境を更に踏み込めば「司法はここまでしか言えない。県よ、この判決を斟酌して撤退して欲しい…」と言うことなのでしょう。

この国の三権は何故分立しているのか。司法の独立は何のためなのか。鼎の軽重が問われるのは、主権者(国民)が他の権力を訴えた時にあります。八ッ場ダム裁判を通じて実感するのは「司法の無力」です。しかし、私たちは諦める訳にはゆきません。私たちが訴え続けることで、この国の民主主義の不完全さを明らかにし、正して行かなければならないからです。

八ッ場ダム茨城控訴審判決

日時:3月25日(火)午後1時15分

場所:東京高等裁判所 825号法廷

判決後、弁護団による判決の解説および集会を予定しています。是非ご参加ください。
交通:地下鉄千代田線「霞が関」下車。A-1出口徒歩2分。駐車場もあります。

八ッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表:濱田篤信 船津寛 柏村忠志

事務局:神原禮二 〒302-0023 取手市白山1-8-5 携帯:090-4527-7768

茨城県知事
橋本昌殿

平成 26 年 2 月 21 日
茨城県の水問題を考える市民連絡会
代表：古沢喜幸
事務局長：神原禮二
茨城県取手市白山 1-8-5

[公開質問書]

平成 25 年予算特別委員会での「長期水需給計画の改定は行わない」との 答弁に対して質問いたします。

昨年 10 月 23 日、平成 25 年予算特別委員会において、大内委員より「現行のいばらき水のマスタープランは実績と大幅に乖離しており、今後は人口も減少する。水のマスタープランの見直しについて、知事の見解を伺います(要約)」との質問がありました。

対して橋本知事は「(前略)今回の総合計画の改定に当たりましては、人口の減少傾向がはっきりする中で、計画の目的である水資源の確保と水需給の確立といった面で計画改定の必要性がなくなったこと、また、今後、新たにダム事業計画もないこと、さらに、全国的にも、水資源確保されている、あるいは水需給計画の目的の達成といったことを理由に、水需給計画を策定していない、あるいはまた、改定しない都道府県が 6 割を超えていることなどから、本県としても、長期水需給計画の改定は行わないこととしたところでございます」と答弁いたしました。

私たちは、目を疑い、耳を疑いました。例え政策や県の将来像に考え方の違いはあったとしても、知事の回答は誠意あるものと信じてまいりました。知事は公正であり、権力の専横を良しとしない方であると信頼してまいりました。

思い起こしてください。昨年 5 月 25 日、私たちは「長期水需給計画の見直しを求める要望書」を提出(回答は 6 月 13 日)。重ねて 7 月 27 日公開質問書を提出しました(回答は 8 月 31 日)。いずれの回答も「当該計画の改定につきましては。現在、国が行っているダム事業の検証結果等を見極めた上で、改定が必要かどうか検討してまいります」としています。当時も現在も、茨城県が参画するダム事業で、最も開発水量の大きい霞ヶ浦導水事業は検証の場にあります。何をもって「計画の目的である水資源の確保」と言われるのでしょうか。改めて知事の真意をお伺いいたしたく、以下質問いたします。また、本質疑は広く県民が知るべきものと存じ、公開質問書とさせていただきます。

ご回答は恐縮ですが、20 日以内に文書にてお願い申し上げます。

[質問項目]

- 1、いばらき水のマスタープラン改定は、これまでの回答である「国の検証結果を見極めた上で、改定が必要かどうか検討する」のではないのですか。
- 2、そうではないとしたら、如何なる事情によるのでしょうか。
- 3、知事答弁の「水資源の確保」は 10 月 23 日のことでした。しかし、この時点では八ッ場

ダム基本計画変更案は上程されていますが、決議は10月28日の平成25年第3回定例会になります。知事は議会決議を見越して答弁されたのですか。見越したとしたら、知事は行政のチェック機関である県議会をどのように見ているのですか。

- 4、八ッ場ダムは国の検証結果が出ていましたが、霞ヶ浦導水事業は現在も検証の場にあります。これまでの回答「検証結果を見極める」も、今回の答弁「水資源の確保」も、いずれにも該当しません。行政のトップとして県民の信頼に足るご回答をください。
- 5、私たちは前述の要望書、公開質問書において、「マスタープランの改定は、国の検証結果を見極めてとは、水源開発のための計画なのか」と問いました。しかし回答は論点をずらし、「国の検証結果を見極めて…」と繰り返してきました。今回の答弁は「計画の目的である水源の確保と水需給の確立…」としています。つまり、マスタープランは水源開発が目的だったのですね。何故知事は真意を隠してきたのですか。
- 6、「…水需給の確立」について問います。仮に水資源の確保によって供給側は終わったとしても、需要は人口減少期に入り減り続けます。つまり水需給は変化するものであり確立するものではありません。現にこれまでの改定では霞ヶ浦導水、八ッ場ダムなどの水源開発は変わることなく記されていましたが、水需給は実績に引きずられるように下方修正を繰り返してきました。仮に水資源が確保されたとしても、計画の改定を行わないのは水行政の放棄ではありませんか。
- 7、すでにご存じのことと思いますが、昨年3月、厚生労働省健康局は平成25年度「新水道ビジョン」を発表いたしました。そこには「…今後の人口減少傾向は確定的であり、このことは水道にとって給水人口や給水量も減少し続けることを意味します。水道ビジョンの改訂までの時代は、水道は拡張を前提に様々な施策を講じてきましたが、これからは、給水人口や給水量の減少を前提に、老朽化施設の更新需要に対応するために様々な施策を講じなければならないという、水道関係者が未だ経験したことのない時代が既に到来したといえます」としています。ここから読み取るべきは「縮小して行く社会に合わせ、拡大し続けた水道事業・施設を混乱なく整理・縮小して行くことが、これからの水行政のあるべき姿である」と思いますが、如何ですか。知事のビジョンをお伺いします。

以上

茨城県の水問題を考える市民連絡会(順不同)

NPO アサザ基金、霞ヶ浦導水事業を考える県民会議、利根川の水と自然を守る取手連絡会、新しいつくばを創る市民の会、水道問題を考える土浦市民の会、八ッ場ダムをストップさせる茨城の会、農民運動茨城県連合会、つくばほっとネット

連絡先：神原禮二 090-4527-7768 mail：garyoan@tiara.ocn.ne.jp